

## 蒲郡市型人孔鉄蓋認定工場に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市型人孔鉄蓋「市型人孔鉄蓋」という。)の製造工場の認定に関して必要な事項を定める。

(認定工場)

第2条 認定工場とは、市型人孔鉄蓋の製造に関して市が指定した工場をいう。

(認定申請)

第3条 市型人孔鉄蓋製造工場の認定を受けようとするものは、蒲郡市型人孔鉄蓋製造工場認定申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる種類を添えて申請しなければならない。

- (1) 公的な機関が設置する試験場の発行する試験成績書及びその検査状況を確認できる写真
  - (2) 会社概要、納入実績書並びに工場全景、製造工程及び鋳型の表示が確認できる写真
  - (3) 前各号に定めるほか、蒲郡市長(以下「市長」という。)が必要と認める書類
- (認定)

第4条 市長は、前条による申請を受け審査した結果、認定すべきと認めた場合は、蒲郡市型人孔鉄蓋製造工場認定書(第2号様式)を交付する。

(認定書の有効期間)

第5条 認定書の有効期間は、認定書交付の日から3年以内とする。

- 2 認定工場が認定期間満了に際し、引続き認定工場の認定を受けようとするときは、認定申請書に第3条各号に規定する書類を添えて認定書の有効期間満了の30日前までに提出しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 認定期間中であっても市型人孔鉄蓋の製造工場として不適格と認められた場合、市長は、直ちに認定の取消しをするものとする。

- 2 前項で認定の取消しを受けた工場は、認定の取消しを受ける以前に納入した製品のうち未使用分については、全数を引き取るものとし、その場合に要する費用は、認定の取消しを受けた工場の負担とする。
- 3 認定の取消しを受けた工場は、取消しを受けた日から最長3年は市型人孔鉄蓋

の製造工場の認定を受けることができない。

(雑則)

第7条 この要綱に記載されるもののほかは、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の蒲郡市型人孔鉄蓋認定工場に関する要綱（昭和54年4月1日）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。